

中部運輸局自動車交通部

令和4年3月25日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

横山、山下 TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当

渥美、磯野 TEL 059-234-8411

同時発表：三重県政記者クラブ

トラック事業者を許可の取消し処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、令和4年3月25日付けで許可の取消し処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 アイ・エス・ケイ

住所：三重県桑名市大字小貝須字橋爪1176番地

営業所名：本社営業所（三重県桑名市大字地蔵49-1番地）

2. 監査端緒

行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和3年8月5日及び令和3年10月27日に特別監査を実施したものを。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

- （1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。
（貨物自動車運送事業法第9条第1項）
（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）
- （2）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）
- （3）疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

- (4) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (5) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (6) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (7) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (8) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (9) 運転者台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (10) 輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第24条の3)
- (11) 社会保険等に参加義務のある者が未加入であった。
(貨物自動車運送事業法第24条の4)
(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)

4. 行政処分の内容

処 分 内 容 : 許可の取消し
許可の取消日 : 令和4年4月8日

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 27点
当該事業者の累積違反点数 91点

以上